

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【公表番号】特表2008-516923(P2008-516923A)

【公表日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2008-020

【出願番号】特願2007-536151(P2007-536151)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/898 (2006.01)

A 6 1 Q 5/12 (2006.01)

A 6 1 Q 5/02 (2006.01)

A 6 1 Q 5/06 (2006.01)

A 6 1 Q 5/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/898

A 6 1 Q 5/12

A 6 1 Q 5/02

A 6 1 Q 5/06

A 6 1 Q 5/10

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

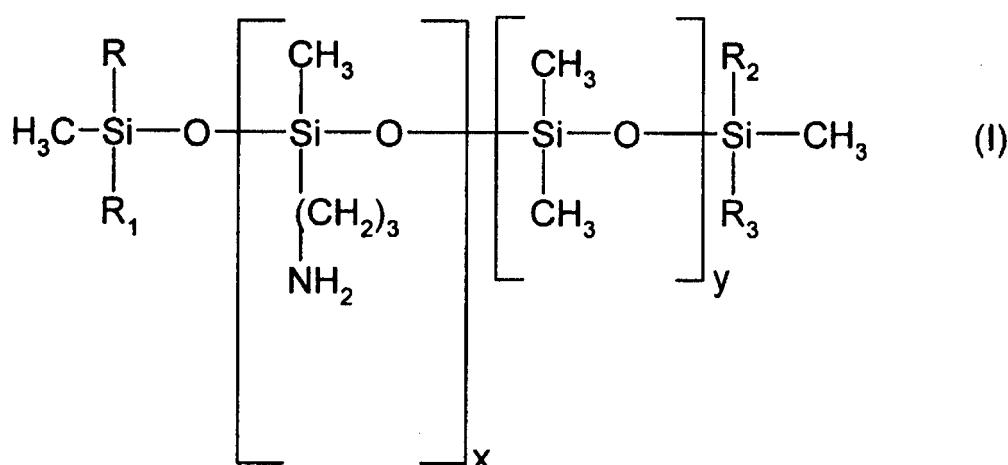
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1種の式(I)

【化1】



(式中、R、R₁、R₂及びR₃は、互いに独立して、CH₃、OH又はO(炭素原子数1ないし4のアルキル)基を表し、

xは、1ないし200の整数を表し、

yは、1ないし500の整数を表す。)

で表されるアミノ官能性ポリオルガノシロキサン及び化粧品組成物において使用されるとき、生理学的にヒトの身体と接触可能である希釈剤を含むヘアコンディショニング配合物であって、

該アミノ官能性ポリオルガノシロキサンは、0.1質量%以下の揮発性溶剤及びヘキサメチルシクロトリシロキサン、0.5質量%未満のオクタメチルシクロテトラシロキサン及び1.0質量%未満のデカメチルシクロペンタシロキサンを含有し、及び

該アミノ官能性ポリシロキサンの分子量が5000ないし50000Dであるヘアコンディショニング配合物。

【請求項2】

a) 配合物の総質量に基づき、0.05ないし1.0質量%の請求項1記載の少なくとも1種の式(I)で表されるポリシロキサン、

b) 配合物の総質量に基づき、5ないし30質量%の少なくとも1種の非イオン性、及び/又はアニオン性及び/又は両性界面活性剤、

c) 0.2ないし5質量%の少なくとも1種の増粘剤、

d) 0ないし5質量%の少なくとも1種の更なる添加剤、及び

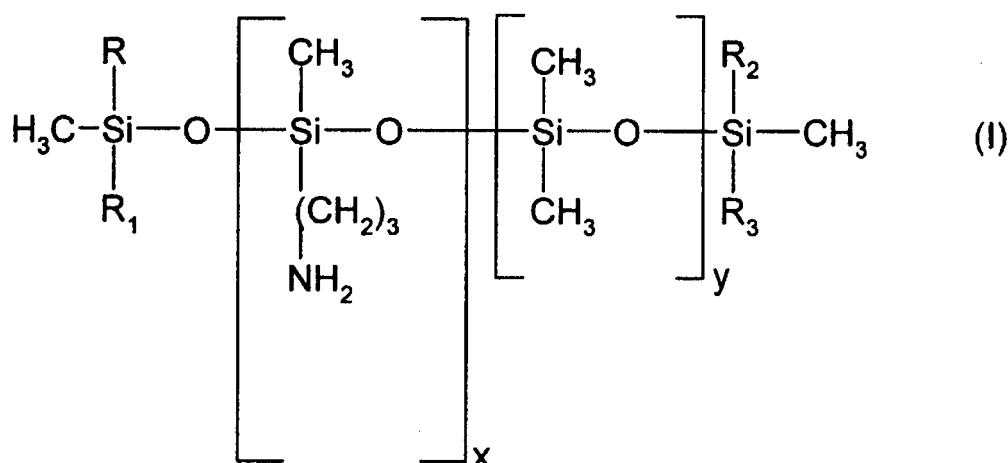
e) 100質量%までの水

を含むコンディショニングシャンプー。

【請求項3】

a) 配合物の総質量に基づき、0.1ないし8質量%の少なくとも1種の式(I)

【化2】



で表されるポリシロキサン、

ここで、R、R₁、R₂及びR₃は、互いに独立して、CH₃、OH又はO(炭素原子数1ないし4のアルキル)基を表し、

xは、1ないし200の整数を表し、

yは、1ないし500の整数を表し、

該ポリシロキサンは、0.1質量%以下の揮発性溶剤及びヘキサメチルシクロトリシロキサン、0.5質量%未満のオクタメチルシクロテトラシロキサン及び1.0質量%未満のデカメチルシクロペンタシロキサンを含有し、及び

アミノ官能性ポリシロキサンの分子量が5000ないし40000Dであり、及び式中x:yの比は1:20ないし1:80である、

b) 配合物の総質量に基づき、10ないし20質量%の少なくとも1種の非イオン性、及び/又はアニオン性及び/又は両性界面活性剤、

c) 0.2ないし5質量%の少なくとも1種の増粘剤、

d) 0ないし5質量%の少なくとも1種の更なる添加剤、及び

e) 100質量%までの水

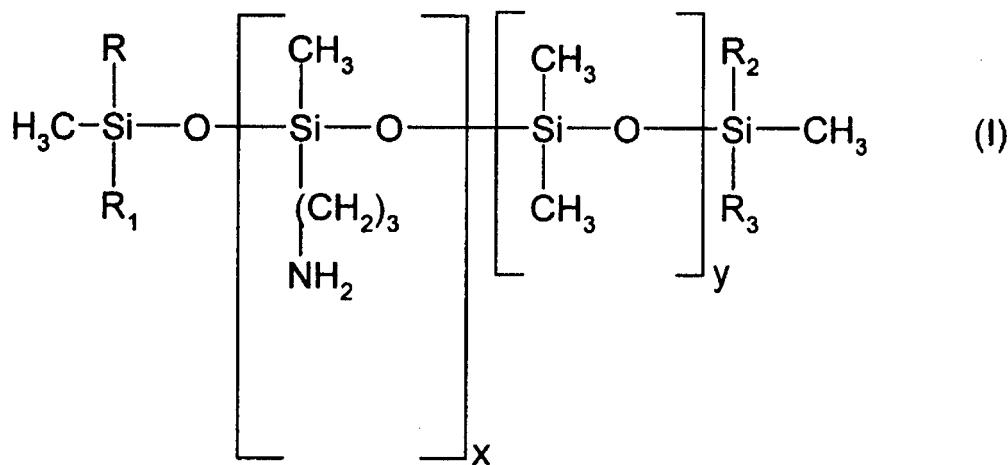
を含む請求項2に記載のコンディショニングシャンプー。

【請求項4】

- a) 配合物の総質量に基づき、0.05ないし10質量%の少なくとも1種の請求項1記載の式(I)で表されるポリシロキサン、
 b) 配合物の総質量に基づき、0.5ないし5質量%の少なくとも1種の長鎖脂肪アルコール、
 c) 2.5ないし5.5のpHを得るために十分な量の少なくとも1種の皮膚適合性酸、
 d) 配合物の総質量に基づき、0ないし5質量%の少なくとも1種の更なる添加剤、及び
 e) 100質量%までの水
 を含むヘアコンディショナー。

【請求項5】

- a) 配合物の総質量に基づき、0.1ないし8質量%の少なくとも1種の式(I)
 【化3】



で表されるポリシロキサン、

ここで、R、R₁、R₂及びR₃は、互いに独立して、CH₃、OH又はO(炭素原子数1ないし4のアルキル)基を表し、

xは、1ないし200の整数を表し、

yは、1ないし500の整数を表し、

該ポリシロキサンは0.1質量%以下の揮発性溶剤及びヘキサメチルシクロトリシロキサン、0.5質量%未満のオクタメチルシクロテトラシロキサン及び1.0質量%未満のデカメチルシクロペンタシロキサンを含有し、及び

アミノ官能性ポリシロキサンの分子量が5000ないし40000Dであり、及び式中x:yの比が1:20ないし1:80である、

b) 配合物の総質量に基づき、1ないし4質量%の少なくとも1種の長鎖脂肪アルコール、

c) 3ないし5のpHを得るために十分な量の少なくとも1種の皮膚適合性酸、

d) 配合物の総質量に基づき、0ないし5質量%の少なくとも1種の更なる添加剤、及び

e) 100質量%までの水

を含む請求項4に記載のヘアコンディショナー。